

## 韓国における性的少数者をめぐる争点

Present conditions surrounding sexual minorities in Korea

柳 姫 希 YOO, Junghee

立教大学大学院 コミュニティ福祉学研究科 コミュニティ福祉学専攻 博士課程後期課程3年

キーワード：韓国、性的少数者、人権、争点

I often made it an issue from the viewpoint of human rights over a sexual minority problem by sexual minority exercise for approximately 20 years at various places in Korea, and came to be seen. The National Human Rights Commission of Korea does the correspondence of the action for the human rights of the sexual minority, based on the National Human Rights Commission Act at the country level, and the action that some local governments establish the human rights charter and the human rights regulations, the student human rights regulations at the district level again is seen. However, an opposite voice does not yet die out for these reasons. The issue clarifies the process of making it and the point at issue and lectures on what kind of form the problem of the sexual minority came to be placed as the issue of human rights in in this report about the present conditions of the sexual minority in Korea.

### 1. 韓国における性的少数者をめぐる差別の現状

韓国社会で性的少数者運動が始まって約20年が過ぎたが、いまだ韓国社会で性的少数者は差別と嫌悪暴力の対象である。2014年国家人権委員会は「性的指向・性別アイデンティティによる差別実態調査」を行った。その調査によると、性的少数者は学校、雇用領域などさまざまな場面で差別を受けていることが分かる。この調査は国家機関が実施した最初の性的少数者の差別実態に関する調査であり、多様な領域での差別についてそれぞれ調査を行っている。すでに2005年度に国家人権委員会が実施した性的少数者の人権現況に関連する調査があるが、その調査は性的少数者を直接対象にして行った調査ではなく、新聞やメディアから得られた情報をまとめ

たものであるため、差別の実態を知るのには限界があった。また、性的少数者に関わる領域においては今まで国家機関による調査が行われていないため正確なデータを得ることができなかった。その点から考えると2014年度に国家人権委員会が行った「性的指向・性別アイデンティティによる差別実態調査」は1,000人を超える性的少数者を対象にし彼らが受けている差別の現状について当事者から回答を得たということの意味がある。この章では、この調査の結果を用いて韓国における性的少数者をめぐる現状について検討して行きたい。特に、最近話題になっている学校や雇用領域における差別に絞って行きたい。

まず、中学・高校に通った経験がある性的少数者の中で満13-18歳の青少年200人を対象にして行った学校内での差別実態をみると、青少

年の性的少数者の98%が教員や他の学生から嫌悪表現を使われた経験があると答えた。「男性が男性を愛することは自然ではない」が教員から65%で、同選択肢については他の学生から78%と最も多かった。その次に「同性愛は道徳的ではない」が教員から59%、他の学生から70.5%と最も多かった。選択肢の中にはその他にも「同性愛者は学生たちに悪い影響を与える」、「同性を愛する心は治療できる」、「学校で同性愛について教えると異性愛者も同性愛者になってしまう」、「生まれた性別と違う性別で生きてがるのは幼い時に悪い経験をしたからである」、「生まれた性別と違う性別で生きてがるトランスジェンダーは強制的に治療をして生まれた性別で生きさせないといけない」などがあつた。

性的少数者の青少年は性的指向・性別アイデンティティを理由にした差別やいじめを受けており、実際学校から懲戒処分を受けた学生もいた。同性と交際した経験がある学生が114人いたがその内交際を理由に懲戒処分を受けた学生が4人、「女性らしくない」、「男性らしくない」という理由で懲戒処分を受けた学生も7人いた。教員からは20%の学生が性的少数者であることを理由に侮蔑的言葉を言われたり批難・無視されていた。他の学生からのいじめの経験がある学生は54%と半分以上を占めており、その中で「侮辱的な言葉を言われた」が47.5%と一番高かった。それ以外にも勝手に性的指向を明らかにされた(24.5%)、アウトイングを口実に脅迫された(13%)、セクハラまたは性暴力を受けた(10%)などの経験が報告された。

性的指向・性別アイデンティティを理由に差別を経験した性的少数者の学生の86%がストレスを感じたと答えており、現在学校に通ってない学生も7人いた。差別やいじめの経験は自殺や自傷といった恐ろしい行為にまでつながる場合もあり、今回の調査でも19%が自殺企図を、

16.1%が自害をした経験があると答えた。

性的少数者に対する差別は雇用の場でも行われている。最近の事例では大手企業に勤めた性的少数者が性転換手術のために休暇の届けを出したが、女装をした自分の写真が会社の内部で流され大騒ぎになり結局会社を辞める事件があつた(朝鮮日報、2015.12.24)。

同調査によると、性的少数者は雇用の採用過程だけではなく職場の中でも差別を受けていた。同調査の948人の成人の性的少数者を対象にした雇用領域における調査では、雇用の領域で起きている差別について明らかにした。まず、採用過程での差別実態をみると法的性別と実際の外見に差があるという理由で差別を受けた同性愛者・バイセクシュアルは、回答者619人の内27.8%、トランスジェンダーは回答者71人の内53.5%が該当した。採用過程での差別は主に性的少数者であることを理由にした採用拒否であり、例えば、面接の時のカミングアウト、生まれた性別と実際の外見の不一致などがある。実際に調査の結果でも生まれた性別と他人に認識される性別が一致する場合は採用拒否経験がないが、不一致の場合には採用拒否が22%もあつた。

性的少数者は就職が出来たとしても性的指向・性別アイデンティティを理由にした差別は絶え間なく起きている。同調査では、性的少数者は様々な理由で差別を受けているが、その差別の中で最も多かったのが「女性らしくない、男性らしくないという理由で繰り返して指摘された」が同性愛者・バイセクシュアルの場合には回答者516人の内33.7%が、またトランスジェンダーでは50人の内54%を占めていた。その次に「私の非難や悪口をするのを聞いたことがある」という問いについては、同性愛者・バイセクシュアルの場合が16.7%、トランスジェンダーの場合が30%であつた。その他に「勝手に性的指向を明らかにされる」、「重要な情報を

わざと教えてくれなかった」、「性暴力を受けた」、「身体的な暴力を受けた」などがあげられた。

これまで見てきたのは主に学校と雇用の領域で起きている性的少数者に対する差別実態であるが、これだけを見ても韓国における性的少数者をめぐる問題がどれほど深刻であるかが明らかになる。このような現状の中、最近韓国では様々な場で人権の観点から性的少数者問題をめぐる問題が争点となることが多く見られるようになった。

国レベルでは国家人権委員会が国家人権委員会法に基づいて性的少数者の人権に関わる申し立てに対しては正勧告の取り組みを行い、また地方レベルではいくつかの地方自治体が人権憲章や人権条例、学生人権条例などを制定する取り組みがみられる。しかし、いまだにこれらの取り組みに対して反対の声が絶えないという現実もある。本稿では性的少数者の問題がどのような形で人権問題として位置づけられるようになったのか、その経緯と争点を明らかにし、現在韓国における性的少数者の現状と課題について論じる。

## II. 韓国の性的少数者への人権認識に基づくアプローチ

### 1. 政府（国家人権委員会）の姿勢と取り組み

韓国で性的少数者の人権と市民権に対する議論がされ始めたのは、性的少数者運動が本格的に始まった1990年代以降である（ソ・ドンジン、2005）が、国家人権委員会法が制定される前までは性的少数者の人権どころか性的少数者の存在すら知らない人も多かった。しかし、国家人権委員会法が制定され、その人権法の中に含まれている性的指向の項目をめぐって賛否の世論が分かれ、メディアでも大きく報道されるようになった。その影響力により性的少数者をめぐる問題は社会問題として可視化され始め、性的少数者問題は人権という観点から議論され

るようになった。

国家人権委員会は2001年11月25日に設立され、立法、司法、行政のどこにも属さない準国際・準司法的な人権専門の国家機関として政策、調査・救済、教育・広報、国内外協力などの業務を担当している（国家人権委員会HPより）。国家人権委員会の設立をめぐって韓国社会の中で議論がされ始めたのは1993年以降である。国連のウィーン会議が世界各国に向かって国家人権委員会設立の勧告案を採択してから韓国のNGOは持続的に国家人権委員会の設立を要求してきた（pressian、2001.11.29）。そして本格的に議論が始まったのは1997年11月に金大中大統領候補が「人権法制定及び国家人権委員会の設立」という大統領選挙における公約を発表し、100 大政課題の一つとして国家人権機構の設立を掲げ、『国民人権委員会設立準備団』を発足させてからである。1998年の当選後に3年かけて行われた法務部と人権団体の数回の交渉と調整の末に2001年5月24日国家人権委員会法が国会を通過し公布され、2001年11月25日に施行された。この国家人権委員会法が韓国の社会で性的少数者を保護する唯一の国家レベルの施策であり、国家人権委員会法第2条3項で性的少数者の人権について次のように述べられている。

「平等権侵害の差別行為とは合理的な理由なく性別、宗教、障害、年齢、社会的身分、出身地域（出生地、登録基準地、成年になる前の主な居住地などを言う）、出身国、出身民族、容貌など身体条件、既婚者・未婚・別居・離婚・死別・再婚・事実婚などの婚姻の有無、妊娠や出産、家族形態または家族の状況、人種、肌の色、思想または政治的意見、刑の効力が実効された前科、性的志向、学歴、病歴などを理由にした次の各目のいずれかに該当する行為をいう。ただし、現存する差別をな

くすため、特定の人（特定の人たちの集団を含む。以下この条で同じである）を暫定的に優遇する行為とこれを内容とする法令の制定・改正及び政策の樹立・執行は平等権侵害の差別行為（以下“差別行為”という）とみなさない」（2014年3月18日施行）（国家法令情報センターHPにより）。

国家人権委員会は、性的志向を明示した本法に基づいて性的少数者の人権に対しての取り組みを行っている。以下では、実際に是正措置の勧告が行われた事例<sup>1)</sup>を用いて国家人権委員会が性的少数者問題についてどのように対応をしているかをみる。

最初の同性愛者のインターネットサイトであるエクスジョンは2000年代前半、情報通信倫理委員会から本サイトは青少年有害媒体であると告示／指定されたが、2003年3月31日、国家人権委員会が青少年有害メディアの個別審議基準に同性愛が含まれるのは憲法に反するものであり、同性愛サイトは青少年有害メディアではないので同性愛の項目を削除するように青少年保護委員会に勧告した。その後、2004年4月30日に青少年有害メディアの審議基準から同性愛が削除された。

2012年度には麻浦区庁から性的少数者関連横断幕の撤去および掲示を拒否される事件が発生した。麻浦レインボー住民連帯が掲げようとした横断幕は「今、ここを通る人の10人のうち1人は性的少数者です」と「LGBTである我々が今ここに暮らしています」の2種類であった。これに対して麻浦区庁は横断幕の内容は青少年の保護・指導を妨害する恐れがあり、広報の文言が直接的すぎて大げさな所があるという理由で内容修正を要求してきた。麻浦レインボー住民連帯は性的指向による差別であると国家人権委員会に陳情を出した。国家人権委員会は麻浦区庁があげている青少年の保護・指導を妨害す

る恐れがあるという主張については2004年4月青少年有害メディアの審議基準から同性愛条項が削除されたため麻浦区庁の主張は適切ではないとした。また、LGBTという言葉は直接的な表現であるため不適切であるという主張についてもLGBTは国際連合人権理事会の報告書などにも使用する国際的に通用している用語であり、単純にアイデンティティを表現する言葉であるため、当事者を明示的に表現するだけで他人の名誉や権利または社会的法益（性道徳）を侵害するとは言い難いと判断し、麻浦区庁に1. 管轄している屋外広報物の掲示において広報物の内容が性的少数者と関連するという理由で排除しないこと、2. 業務と関連している職員に対して性的少数者差別禁止の人権教育を実施することと勧告した。

2013年9月17日性的少数者人権運動の連帯組織である性的少数者差別反対ムジゲヘンドン(虹行動という意味)はカミングアウト文化祭を開催しようと麻浦区庁文化観光課に舞台使用申請書を提出したが、区庁は①特定企業及び団体の広報のための広報行為としての場所使用の承認条件に反していること、②性的少数者の公演に反対する近隣住民たちの反対意見を参考にしており、性的少数者の文化祭を開催承認する場合賛成と反対の立場の様々な市民団体との対立とコンフリクトが予想されること、③舞台がある近辺には小学校があるが文化祭のゲイ及びレズビアンによるプログラムは性的観念が未成熟な子どもたちに悪い影響を与える恐れがあることを理由に承認を不許可とした。

2013年10月24日ムジゲヘンドンは性的指向を理由とした差別であると国家人権委員会に陳情書を出した。国家人権委員会は麻浦区庁が主張している点について次の理由を挙げて反駁している。①行事目的と行事内容を検討した結果、この公演は広報行為ではないこと、また2年間この舞台で開催された他の公演などと比較して

みても麻浦区庁が主張している場所使用の承認条件に反しているとは言い難いこと、②青少年の有害メディアの審議基準から同性愛が削除された事例からみると同性愛に関連する行事であるからといって青少年に有害とは言い難いこと、③国家及び地方自治団体はたとえ集団間での見解により対立とコンフリクトが発生してもその過程で社会的少数者が不合理的な差別や抑圧の対象にならないように保護し、少数者に対する偏見と嫌悪を無くすために努力をする義務があることを示しながら、今後性的少数者関連行事の施設利用申請において合理的な理由無しに不承認とすることがないように再発防止対策を用意することを勧告した。

このように国家人権委員会は様々な性的少数者の差別について対応してきている。しかし、国家人権委員会の対応は国家人権委員会法に基づいて行われているため、すべての差別に対しては対応が出来ないということと、強制力がないため実質的な問題解決には至らず勧告の水準に留まるといった限界がある。

## 2. 地方自治体のアプローチ

2000年代に入って韓国社会では国家レベルの国家人権委員会法が制定されただけでなく、地方レベルではいくつかの地方自治体で人権憲章や人権条例、学生人権条例などが制定されており、性的少数者の人権の擁護を規定している。2016年1月現在、学生人権条例を制定した教育庁は京畿道、光州広域市、ソウル特別市、全羅北道の4カ所である。また仁川広域市、江原道、忠清北道、慶尚南道、全羅南道は住民発議や教育庁が発議の準備をしている。学生人権条例以外にも光明市市民人権条例(2011.9)、果川市性平等基本条例(2013.8)が制定されており、性的少数者の人権に関連する項目が明示されている。京畿道、光州広域市、ソウル特別市、全羅北道の学生人権条例では差別されない権利の領

域の中に性的指向を理由に差別されないという項目を設けて性的少数者の権利について述べている。さらにソウル特別市と全羅北道では少数者学生の権利保障の対象に性的少数者を入れて性的少数者に対する差別を防いでいる。この学生人権条例には性的指向以外にも暴力から自由になる権利、個性を実現する権利、個人情報保護される権利などが明示されている。光州広域市では学生人権条例の他にも光州人権憲章を制定して第12条の中で性的指向に関連する項目を明示している。

このような学生人権条例制定の背景には国家人権委員会の活動と支援が考えられる。国家人権委員会が設立されて以降、国家人権委員会は体罰による陳情を絶え間なく受付ており、学生に対する人権侵害が問題として現れるようになった。ソウル市と光州市、京畿道、全羅道などの地域では進歩的な性格を持つ教育監<sup>2)</sup>が選出され、その教育監らの主導により学生人権条例の制定の動きが始まった(アン・ジン、2011)。

しかし、このような憲章と条例の制定過程には多くの困難があった。最初に制定された条例は2010年10月に教育監政策で制定された「京畿道生徒人権条例」であり、それに次ぐのが2011年10月に制定された「光州広域市学生人権保障及び増進に関する条例」である。「ソウル学生人権条例」は2012年1月、京畿道と光州広域に続き、3番目に制定された。京畿道と光州広域では、大きな反対なく条例制定が可決されたが、ソウル特別市の場合には条例の制定まで多くの課題があった。京畿道では教育監が当選した後に学生人権条例が制定された。

光州広域市の場合、2005年8月全国教職員労働組合の教員らと当時教育委員であったジャン・フィグック教育監の主導により光州学生権利条例推進委員会が構成され、制定に向けての活動が行われ始めた。推進委員会は条例案を作成し、光州広域市の教育庁に上程しようとした

が、一部の教育委員の反対により上程されず廃案とされることになった。その後主導した教育委員が教育監に当選し、推進委員会で活動した全国教職員労働組合の教員らが条例制定諮問委員会に参加し、光州広域市の学生人権条例は制定されることになるが、これは推進委員会の活動と当時なされたさまざまな議論を土台として形成されていたために可能になったと考えられる。

ソウル特別市の人権条例は韓国で初めて住民発議により制定された。ソウル特別市は住民発議案がほとんど原案通り通過したという点で京畿道と光州広域市との違いがあるが、他の地域が大きい苦痛をとまなうことなしに制定されたことに比べて、ソウル特別市ではさまざまな反対勢力と揉めることが多かった。ソウル特別市の「学生人権条例」の制定に当たっては、キリスト教団体を中心に構成された同性愛問題対策委員会はキリスト教精神に適合ではない「毒素条項」があると主張し、同性愛擁護条項の削除を要求した。同性愛問題対策委員会が毒素条項と指摘した内容は、学生人権条例第5条差別を受けない権利に明示されている。第5条は「学生は性別、宗教、年齢、社会的身分、出身地域、出身国家、出身民族、言語、障害、容貌などの身体条件、妊娠または出産、家族形態または家族状況、人種、経済的地位、肌の色、思想または政治的意見、性的指向、性別アイデンティティ、病歴、懲戒、成績などの理由で差別をされない」というものである。これに対しての具体的な修正要請内容は①差別禁止の理由で同性愛およびトランスジェンダーを正常と誤認させる恐れがある性的志向と性別のアイデンティティの削除、②未成熟な学生らによって社会的混乱を加重させる恐れのある妊娠または出産、家族形態または家族状況の削除、③第21条と第28条1項にある性的少数者の削除であった（キリスト教広報、2013.12.30）。このように反発が激

しかったのにも関わらず、原案がほとんど内容修正せずにそのまま通過できたのは、学生人権運動と性的少数者運動の影響であり、蓄積された経験と歴史が条例の制定過程において特定の年齢とセクシュアリティを排除してきた既存の市民権の範疇を拡張したからであるとされる（キム・ナ、2013）。

最近、ソウルに引き続き光州広域市でも人権憲章と学生人権条例などに明示された性的少数者の人権問題が話題になっている。問題の始まりは2014年11月27日光州キリスト教教団協議会が「光州人権憲章」と「光州学生人権条例」の性的指向により差別されないという条項を改正してほしいと朝鮮日報に投稿してからである（全南日報、2014.12.24）。指摘された条項は「光州人権憲章」第12条の「すべての市民は肌の色、宗教、言語、出身地域、国籍、性的指向などに関係なく自分の文化を享有し、自分の宗教を表明して実践しながら自分の言語を使用する権利がある」と、「光州学生人権条例」の第20条「学生は性別、宗教、民族、言語、年齢、性的指向、身体条件、経済的余件、成績などを理由に差別されず平等な待遇と学びを享受する権利を持つ」であり、キリスト教団体は光州市長と光州教育監に条例の改正を要求した。

この要求に対して光州広域市は曖昧な態度で沈黙をしながら対応していたが、光州広域市教育庁は性的指向に関する条項は必ず含まれるべき条項であると強く反論した。性的指向または性別アイデンティティは個人の選択と決定の問題であり、性的少数者に対する差別及び偏見は憲法と法律が保障する個人の人格権及び平等権に違反することであると応えている。また、同庁は同性愛者であるというのは性的指向であるだけで異性愛者と違う待遇をされてはいけない、性的指向を理由とした教員の暴言、学生によるいじめなどにより自殺する学生も少なくないことから合理的な事由がない以上内容の改正や削

除をする計画はないと意見表明をした（全南日報、2014.12.24）。

ソウル特別市は2014年12月10日の世界人権の日を迎えて「ソウル市民人権憲章」を宣言すると発表した。人権憲章の制定にあたってその項目については主婦、高校3年の受験生、タクシードライバなど各領域から選ばれた市民委員の190人が参加をし、2014年8月から11月まで3ヶ月間議論を行い決めたのである。しかし、憲章の第1章第4条の「ソウル市民は性別、宗教、障害、年齢、社会的身分、出身地域、出身国家、出身民族、容貌などの身体条件、婚姻可否、妊娠・出産、家族形態・状況、人種、肌の色、良心と思想、政治的意見、前科、性的指向および性別アイデンティティ、学歴、病歴などの憲法と法律が禁じている差別を受けない権利がある」という性的少数者に対する差別禁止の項目が問題になり結局宣言が出来なくなった（韓国日報、2015.12.24）。

2014年10月、「忠清道民人権宣言」を制定・宣言した忠清南道では2016年に人権支援センターを設け、市・郡・道の財政支援を受ける機関・団体と社会福祉施設における人権侵害事例の発見及び予防活動を行う予定である（dt-news24、2015.12.20）。

以上のように、いくつかの地方自治体では学生人権条例、人権条例、人権憲章などを制定し性的少数者の問題に対して人権的な観点からアプローチをしていた。また制定にまでは至らなかったが、制定に向けて努力をしている地域もいくつかが見えた。しかし、いまだにこれらに対して反対の声が絶えることなく、このような反対運動の先頭に立つ大半は保守的キリスト教関連団体である。

### III. 韓国におけるキリスト教の特殊性 —— 権力を持つ宗教団体

本章では、保守的なキリスト教関連団体の主

張の背景を明らかにするてために、主に崔亨默の『権力を志向する韓国のキリスト教——内部からの対案』（2013）を援用しつつ、韓国のキリスト教の特質についてみていく。

#### 1. 韓国のキリスト教の特殊性

キリスト教はイスラム教、仏教とともに世界三大宗教の1つでイエスを救い主（キリスト）として信じる、世界でもっとも信者数が多い宗教と言われている。キリスト教といってもその国の文化や社会状況などによって異なり、韓国のキリスト教も韓国固有の社会状況や文化と絡んで他の国のキリスト教とは異なるいくつかの特徴がある。

その特徴の1つ目は、韓国のキリスト教は信者人口が多い国のひとつである。韓国統計庁が2005年に発表した「人口住宅総調査」によると、韓国の総人口は約4,728万人であるが、その中でキリスト教人口は約1,380万人（全人口の29.2%）であり、その内訳はプロテスタントが約865万人（18.3%）、カトリックは約515万人（10.9%）である。全人口の3割を占めるこの割合は世界的にもとても高い数字である。韓国でプロテスタントは一般的に「基督教」と呼ばれ、カトリックは「天主教」と呼ばれているが、性的少数者の問題においてキリスト教と言うと一般的に基督教のことを指すため、本稿で言うキリスト教は主に基督教（プロテスタント）を指す意味として用いる。

2つ目は、キリスト教は政治と関係し権力を有することである（崔、2013）。

キリスト教は政治と関係が強く、キリスト教つまりプロテスタントにおいても保守的キリスト教と進歩的キリスト教に区別される（崔、2013）。

権威主義の政権に協力していた保守的キリスト教の勢力が、民主化の結果誕生した改革

的な政権に抵抗する態度に出たのに対し、権威主義的政権に抵抗していた進歩的キリスト教の勢力が、改革的な政権に協力する態度をとったというのが、過去二十年間民主主義の制度化が進行した時期の風景である。(崔、2013、p.19)

このように、歴史的に見ても「キリスト教は他の宗教に比べて、異例なほど急速に影響力を拡大して」(崔、2013、p.39)きており、そこにはキリスト教が政治や政権と密接にかかわりながら自分たちの勢力を確保してきたことがある。

第3、信徒は非主体化され、画一化される傾向がある。上記のように教会は上下秩序が明確になっているため何も職責を持たない普通の信徒(平信徒)は基本的に順従することが求められる。それは疑問を持たず素直に信じるのが「善」とされ、それに反する思いや行為は「悪」とされて悔い改めの対象となる。崔(2013)が「教会において、位階的な信仰文化を強化するのに最も決定的に寄与している要因は、何よりも一般の信徒たちの非主体性」(p.78)と記すように、信徒の非主体性や受動性は教会の体制を維持させる主体となり、それは能動的力となっていく。なぜ平信徒は自ら非主体的存在になろうとするのか。それは生活の不安や苦しみなどを自分より上の絶対的存在に託したいまたは依存したい思いが基盤にあるからであろう。特に韓国のように高学歴、高収入、外見重視など競争社会に向かっている国であるだけに自分に対する無力感や弱さは誰もが感じることである。

## 2. 性的少数者問題におけるキリスト教と人権的アプローチの争点

近年、世界的にはキリスト教が同性愛についてみる目線が変わりつつあるように感じる。長年、キリスト教の立場は聖書に基づき同性愛は許されない「罪(sin)」と認識され続けてきた

が、近年では性的指向としての同性愛は批判されないものとされ、同性愛の(性的)行為のみが批判の対象になることや、古代宗教史や聖書学者の中からは聖書には何も同性愛を禁止する内容は読み取れないと主張する声も出ている(山口、2008)。

話を韓国に戻すと、韓国では2015年6月、韓国教会連合<sup>3)</sup>、韓国基督教総連合会、韓国長老教総連合会、未来牧会フォーラム、韓国教会言論界の国内の大きな教団5団体が中心に「韓国教会同性愛対策委員会」を立ち上げ、同性愛のクィア文化祭をはじめ、性的少数者への人権保障に関する行政の動きを批判し、反対の声を出している。今までお互いを批判することが多かった国内の教会団体らがこのように力を合わせて同じ声を出すことは珍しい。それほど韓国でのキリスト教と性的少数者の人権保障の方向性との間の溝は深い。

「韓国教会同性愛対策委員会」の反対声明やキム・ジェヨン(2011)によると、韓国キリスト教集団と性的少数者の人権保障を主張する人びとの間で争点となるのは大きく宗教的観点と社会病理的観点の2つに分けることができる。

宗教的観点は、聖書に基づいたイエス(キリスト)の教えと性的少数者の人権保障の方向が異なることが争点である。それは前述のように「聖書によると同性愛は罪(sin)である」と認識されていることに起因する。神が最初に作った人間とされるアダムとイブの話からのメッセージは、性関係は男と女の間でのみ成立し、性関係は性欲のためではなく子供を出産するための行為であるため、結婚した関係でのみ許される。これが人間を作った神の思いとされ、その思いに反する行為は全て罪と認識されるが、同性愛はこの全てに違反することになってしまう。男性は男性的魅力を有して、女性は男性とは異なる女性としての魅力が存在し、お互いがその異性をもつ固有の魅力に惹かれる形に造っ



たのが神の思いとされる。しかし、同性愛はその形に当てはまらない存在であることから罪と認識されるのである。言い換えると、キリスト教で同性愛を罪とする根本的理由はアダムとイブの誕生を通して神様が伝えた創造秩序を守らなかったことである。その罪の結果、人間は罰を受けることになる。旧約聖書、『創世記』(6章-9章)に出てくるノアの方舟という物語は人間が墮落してしまい、それを罰するために神様が洪水を引き起こしたストーリーである。人間が墮落したことの具体的な例が同性愛や近親相姦といった性に関することである(キム・ジェヨン、2011、pp.31-32)。キリスト教は同性愛などが社会に広がると、私たちはいつかノアの方舟のような世紀の終末を再び迎えることになるかと警告している。

もう1つの争点となっているのが社会病的観点である。つまり、同性愛など性的少数者の性的指向やアイデンティティは罪や非道徳である議論とは別に、性的少数者の存在自体が社会病理の一現象とされる。したがって、それを容認するとそのような現象が社会により広がり、社会は病的になると主張している。社会病的な観点には、同性愛が先天的な要因により決定されるという生物学的原因、同性愛者が異性愛者より性的な発達が送れているという精神分析学的原因、後天的な経験や環境の影響により同性愛者になるという学習理論的原因などがある(キム・ジェヨン、2011)。このようなことを根拠にして、韓国のキリスト教は、同性愛は治療の対象であり治療さえすれば治ると主張している。また同性愛は未成熟な青少年に悪い影響を及ぼすため絶対認めてはならないと強く反対をしている。

#### IV. 性的少数者の人権問題の解決に向けて

今まで見てきたように性的少数者問題におい

て韓国社会ではキリスト教の団体による反発の強さが目立つが、これとは異なる動きもみられる。チョン・ウォンヒ(2014)の「韓国プロテスタントの同性愛論争と社会的実践——感情の動学と儀礼を中心に」では参加主体の同性愛問題に関して解釈や感情を調べるために新聞記事に登場したキリスト教主体のリストを収集して彼らが差別禁止法の制定、同性結婚など性的少数者の市民権獲得について反対または支持をしているかどうかを基準に敵対的態度と友好的態度に分類した。そして、その結果を90年代から現在に至るまで、新聞記事に登場した回数によって積極的参加(6回以上)、選択的参加(3回以上~6回未満)、消極的参加(3回未満)と名づけて整理した。友好的態度の積極的参加グループは、韓国キリスト青年学生連合会、差別のない世の中のためのキリスト教者連帯、ソムドルハンリン教会がある。選択的参加グループには第3の時代キリスト教研究所、韓国教会協議会、韓国基督学生会総連盟がある。最後に消極的参加グループには監理教神学大学、キリスト教社会宣教連帯会議、キリスト女民会、新しい民族教会、『月刊キリスト教思想』、聖公会大学、韓国神学研究所、正義平和のためのキリスト教者連帯、差別禁止法への対応及び性少数者の嫌悪差別を阻止するための緊急行動、韓国女性神学者協議会がある。

ここでは、友好的態度の積極的参加グループの一つであるソムドルハンリン教会の活動を検討しながらキリスト教の中で性的少数者を支持している団体の立場について検討したい。ハンリン教会は性的少数者を支持しているいくつかの教会の中でも最も活発に活動している団体である。ソムドルハンリン教会は2013年ハンリン教会から分立された。母体になるハンリン教会は1950年5月17日、超教派独立教会、平信徒教会、共同体教会、立体教会の4つの精神を掲げて平信徒らによって設立された。

ハンリン教会は創立40周年の1993年に教会は絶えず自らを改革して変わらなければならないとし、信仰告白宣言を制定・発表した。ハンリン教会の信仰告白の特徴は信仰告白の内容を進歩的神学に整理したことである(ホン・グンス、2001)。また、民主的共同体を実現するために既存の教会で多く見られた家父長的な運営方式から脱皮して若い人や女性を長老として選出していることもハンリン教会の設立理念と一致している(ホン・グンス、2001)。

ソムドルハンリン教会もこのような精神を受け継いで外国人労働者、農民、解雇労働者、分断民族の統一、性的少数者などのあらゆる領域の問題に関心を持って支持活動をしている<sup>4)</sup>。性的少数者問題においては特にソムドルハンリン教会のイム・ボラ牧師の活動が注目される。イム牧師は2013年4月24日、「MBCソクヒの視線集中<sup>5)</sup>」に出演し、性的少数者問題に激しく反対している保守的キリスト教団体に対して「社会的弱者を差別することにキリスト教が先頭に立つのは宗教的な姿勢ではない」、「キリスト教の律法が社会的弱者の保護に基礎を置いていることから男女間での結合だけが正常な結合であるという聖書の内容は再検討するべきである」と批判の声を上げた。また、保守キリスト教団体が根拠としているソドムとゴモラの罪の解釈については当時のイスラエル社会の状況を反映しきれない解釈ではないと言い、ソドムとゴモラの滅亡が同性愛によるものだという解釈は間違っていると話した(市民日報、2013.4.24)。

また、第2章の2節でも述べたように、2014年「ソウル市人権憲章」を制定する時も性的指向に関連する部分について保守キリスト教団体による反対が激しかったが、そのことに対してイム牧師は「性的少数者嫌悪勢力は生命の尊厳性を抹殺して破壊する者であり、暴力を振るう人間に施す寛容はない」、また「人権憲章に性

的指向が明示されること(への反対)に関しては一步も譲ることができない」と強く主張した(newscham、2014.10.23)。

長年にわたって韓国の性的少数者はさまざまな差別を受けてきた。そのなかで世界の人権的アプローチの影響から、韓国社会も性的少数者の差別問題を人権の観点から考えるようになった。特に国家人権委員会を中心にした政府や条例づくりを中心にした地方自治体のアプローチは性的少数者の人権保障を確立する方向に向かわせているといえる。また韓国の性的少数者に対する社会的な認識を差別事象などを通してみると、上述したように反対勢力の動きが大きく取り上げられ、社会的に共有された認識のように受け止めかねない現状がある。しかし、本章で述べたようにもっとも激しい反対をするキリスト教団体も決して一枚岩ではない。

性的少数者の人権保障の方向性とキリスト教の考え方はいくつか争点が出てくるが、韓国のキリスト教は政治的権力が強いいため、性的少数者の人権問題は難しい状況にあるのが現状である。しかし、同じくキリスト教に属するものの性的少数者の人権保障の方向に反しない集団が現れ、その中の代表的団体がハンリン教会である。この教会は韓国のキリスト教が有する上下関係や権力関係の代りに、平等の関係を重視し、同性愛を罪とする聖書の理解に対しても神学の解釈の問題として新たな聖書の解釈を試みている。すなわち、性的少数者の存在を罪と認識するキリスト教の集団と性的少数者の人権を考える動きとの間に生じる争点または溝を埋められる可能性をもつ流れとしてハンリン教会の取り組みを提示した。

罪深い人間を救うために現れたのがイエスであるとしたら、そのキリスト教が人を苦しめるための活動をするには許されない。人権とは特定の人や集団が付与の可否を決めるべき問題ではないと考える。本稿で出している争点を差

別や人の基本的生活といったより生活に密接なものとして捉え、話し合う場を形成していく必要があると考える。なお、そのような性的少数者の公共圏の形成についてはすでに別稿において検討を試みている<sup>6)</sup>。

**【注】**

- 1) 勧告の内容と結果は国家人権委員会のホームページから入手した。
- 2) 教育・学芸に関する事務(私立学校に関する事務を含む。)を管掌するための機関として、特別市・広域市・道に「教育監」及び「教育委員会」が設置されている。「教育監」及び「教育委員会」の委員は住民による直接選挙で選出される。「教育監」は、特別市・広域市・道の教育・学芸に関する事務を分掌するため、首長と別に設置された執行機関である。「教育監」には、条例案等の議案提出権、予算の編成・執行権など首長と同様の広範な権限が与えられており、首長から独立してその事務を執行している。教育監の下にある組織を総称して「教育庁」いう。(財団法人自治体国際化協会ソウル事務所「韓国の教育自治」(財)自治体国際化協会「CLAIR REPORT NUMBER」254 (May 28, 2004))
- 3) 韓国教会連合は、2012年に設立された社団法人で、主に韓国基督教総連合会を脱退したプロテスタント教会が中心となった韓国プロテスタント教会の協議体であり、約40教団が会員となっている。
- 4) 筆者の2015年11月に実施したある伝統的なキリスト教派への聞き取り調査では、表立っての性的少数者への支持はできないが、水面下での支援が行われている事例もあった。
- 5) MBCラジオFMで放送される示唆・情報プログラムである。
- 6) 柳姪希、三本松政之(2015)「韓国における性的少数者の当事者組織形成過程に関する研究—当事者としての活動家に着目して—」立教大学コミ

**【参考文献】**

アン・ジン (2011)「光州広域市の学生人権条例の内容と課題」全南大学法律行政研究所、法学論叢 (31) pp.705-743

안진 (2011)「광주광역시 학생인권조례의 내용과 과제」전남대학법률행정연구소, 법학총론 (31) pp.705-743

朝鮮日報 (2015年12月24日)「大手企業に務めていた性的少数者結局辞表」  
[http://news.chosun.com/site/data/html\\_dir/2015/12/24/2015122403344.html](http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2015/12/24/2015122403344.html)

조선일보 (2015년12월24일)「대기업 다니던 성소수자 결국 사표」

崔享默 (2013)、金忠一訳『権力を志向する韓国のキリスト教—内部からの対案—』新教出版社

dtnews24 (2015年12月20日)「忠南道人権支援センター 性的少数者対応 触覚」  
<http://www.dtnews24.com/news/article.html?no=387533>

디트뉴스24 (2015년12월20일)「충남도 인권지원센터 성 소수자 대응 촉각」

ホン・グンス (2001)「ヒャンリン教会の正義・平和・創造秩序の保全のための宣教共同体」韓国女神学者協議会、韓国女性神学 (46) pp.127-130

홍근수 (2001)「향린교회 정의·평화·창조질서의 보전을 위한 선교공동체」한국여성신학자협의회, 한국여성신학 (46) pp.127-130

ハンギョレ (2008年12月18日)「同性愛を保護すると家庭が破壊される、反対団体、人権委の前でデモ…不当な差別救済のための最少の規定に反駁」  
[http://h21.hani.co.kr/arti/society/society\\_general/23985.html](http://h21.hani.co.kr/arti/society/society_general/23985.html)

한겨레 (2008년12월18일)「동성애 보호하면 가정 이 파괴된다 반대단체, 인권위 앞 시위…“부당한 차별 구제 위한 최소한 규정” 반박」

ハン・ボンソク (2015)「ソウル市民人権憲章の事態

を通してみる人権と民主主義、そして性的少数者問題」歴史問題研究所、歴史問題研究 (33) pp.511-539

한봉석 (2015) 「서울시민 인권헌장 사태를 통해 본 인권과 민주주의, 그리고 성소수자 문제」역사문제연구소, 역사문제연구 (33) pp.511-539

全南日報 (2014年12月24日) 「性的少数者問題、熱いじゃが芋になった人権都市光州」

<http://www.jnilbo.com/read.php3?aid=1419346800459004004>

전남일보 (2014년12월24일) 「성 소수자 문제 뜨거운 감자 된 인권도시 광주」

ジュリ (2012) 「権利の空白、青少年の権利——学生人権条例制定運動を振り返って」図書出版ヨイヨン、女/性理論 (26) pp.229-243

주리 (2012) 「권리의 공백, 청소년의 성적권리 학생인권조례 제정운동을 되돌아보며」도서출판여이언, 여/성이론 (26) pp.229-243

ジョン・ウォンヒ (2014) 「韓国プロテスタントの同性愛論争と社会的実践—感情の動学と儀礼を中心に—」韓国社会学会、韓国社会学48 (2) pp.165-202  
정원희 (2014) 「한국 개신교의 동성애 논쟁과 사회적 실천—감정의 동학과 의례를 중심으로—」한국 사회학회, 한국사회학48 (2) pp.165-202

キム・ジェヨン (2011) 「同性愛と差別禁止法案に対するキリスト教の倫理的反省——2008年1月28日ノ・ヒチャン議員等国家議員10人が発議した差別禁止法案を中心に」長老会神学大学大学院、神学科、修士論文

김재용 (2011) 「동성애와 차별금지법안에 대한 기독교 윤리적 반성-2008년1월28일 노회찬의원등 국회의원 10인이 발의한 차별금지법안을 중심으로」장로회신학대학교대학원, 신학과, 석사논문

国家法令情報センター ホームページ  
<http://www.law.go.kr/main.html>

国家人権委員会 (2014) 「性的指向・性別アイデンティティによる差別実態調査」

국가인권위원회 (2014) 「성적지향 성별정체성에 따

른 차별 실태조사」

国家人権委員会 ホームページ

[http://www.humanrights.go.kr/05\\_sub/body/01\\_1\\_3.jsp](http://www.humanrights.go.kr/05_sub/body/01_1_3.jsp)

韓国日報 (2015年12月24日) 「人権憲章の完成過程は参与民主主義の理想的なモデル」

<http://www.hankookilbo.com/v/0cacc8d3139b4fba7343d102793f085>

한국일보 (2015년12월24일) 「인권헌장 완성 과정은 참여민주주의 이상적 모델」

韓国キリスト公報 (2013年12月30日) 「学生人権条例、キリスト教精神と配置 毒素条項ある」

<http://www.pckworld.com/news/articleView.html?idxno=62764>

한국기독교공보 (2013년12월30일) 「학생인권조례, 기독교정신과 배치 독소조항 있다」

国民日報 (2015年12月1日) 「人権委法 同性愛 擁護 条項 削除に総力…教会・国会平信徒5団体」

<http://news.kmib.co.kr/article/view.asp?arcid=0923341016&code=23111111&cp=mv>

국민일보 (2015년12월1일) 「“인권위법 ‘동성애 옹호 조항’ 삭제 총력”... 교계 ‘국회평신도5단체」

キム・ヨンジュ、ナ・ヨンジョン (2013) 「ソウル学生人権条例の制定運動を通じた市民権の再構成——年齢とセクシュアリティを中心に」『記憶と展望』、夏号 (28)

김연주, 나영정 (2013) 「서울학생인권조례 제정운동을 통한 시민권의 재구성」『기억과 전망』, 여름호 (28)

イ・チュング (2012) 「学生人権条例の立法政策的考察—ソウル市学生人権条例の論争を中心に—」全羅北道大学校、法学研究 (35) pp.129-162

이춘구 (2012) 「학생인권조례의 입법정책적 고찰—서울시 학생인권조례 논쟁을 중심으로—」전북대학교, 법학연구 (35) pp.129-162

メディアニュース (2013年4月24日) 「キリスト教の違う声 差別禁止法、聖書の教えと関連がある」

<http://www.mediaus.co.kr/news/articleView>

html?idxno=33684  
미디어뉴스 (2013년 4월 24일) 「기독교의 다른 목소리 “차별금지법, 성서 가르침과 무관하지 않다”」  
newscham (2014년 10월 23일) 「性的少数者 嫌悪発言 表現の自由ではなく暴力」  
<http://www.newscham.net/news/view.php?board=news&nid=86307>  
newscham (2014년 10월 23일) 「성소수자 혐오 발언, ‘표현의 자유’ 아니라 ‘폭력」」  
박·찬운 (2011) 「国家人權委員會 10年、人權政策分野を評価する」全羅北道大学法学研究所、法学研究 (34) pp.39-78  
박찬운 (2011) 「국가인권위원회 10년, 인권정책을 평가한다」 전북대학교법학연구소, 법학연구 (34) pp.39-78  
pressian (2011년 11월 29일) 「人權委, 低い所に低い所に — 一緒に涙声で涙流した陳情受付窓口での約束」  
<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LS&mid=sec&sid1=102&oid=002&aid=0000000043>  
pressian (2011년 11월 29일) 「인권위, 낮은데로 낮은데로 — 함께 목메어 눈물떨군 진정접수창구에서의 다짐」  
pressian (2009년 2월 15일) 「人權を口にすることさえ恥ずかしい」  
<http://www.pressian.com/news/article.html?no=58095>  
Pressian (2009년 2월 15일) 「인권을 입에 담기조차 부끄럽다」  
市民日報 (2013년 4월 24일) 「イム・ボラ牧師 包括的差別禁止法 必要である」  
<http://www.siminilbo.co.kr/news/articleView.html?idxno=323638>  
시민일보 (2013년 4월 24일) 「임보라 목사 “포괄적 차별금지법 필요하다”」  
山口里子 (2008) 『虹は私たちの間に — 性と生の正義に向けて』新教出版社  
柳・姫希、三本松政之 (2015) 「韓国における性的少

数者の当事者組織形成過程に関する研究—当事者としての活動家に着目して—」、立教大学コミュニティ福祉研究所紀要、第3号、pp.39-57